

インドネシアにおける日本軍政の実態 —その光と影—

芳賀 美智雄

はじめに

インドネシアは、もともと地理学上の名称であり、文字通り「インドネシアの島々」を意味する。オランダ人が16世紀末に到来したこともあり、インドネシアでは、おおまかに「350年間のオランダ支配」と言われているが、オランダが実質的にインドネシア全体を支配したのは約30年間である。

一方、日本（陸海軍）がオランダ領東インド（以下蘭印あるいはインドネシアと表記する）を占領し、占領地行政（陸軍は軍政、海軍は民政と呼称）を実施したのは、わずか3年半という短い期間ではあったが、日本によるインドネシア占領（期）に対する評価は、それぞれの立場や戦争観の相違、軍政施策の是非等によりさまざまである。

「暗黒の日本支配」あるいは「苦難の時代」と評価される一方で、インドネシアが先の大戦後にオランダからの独立を果たしたこともあって、「変化の起点」または「変化を誘発した触媒」あるいは「次の時代の転換点」とする見方もある。

本報告は、日本の南方攻略地域における占領地行政を（広義の）戦争指導の一環としてとらえ、南方攻略地域の一つであったインドネシアに対して、日本はいかなる方針で、どのような占領地行政を行なったのか、インドネシアにおける日本の占領地行政の光と影、すなわち正負の遺産あるいは肯定的および否定的に評価されている事項に焦点を当て、ジャワを中心にその実態の一端を考察（再考）し、先の大戦における日本の戦争指導の特質の理解に資することを目的とするものである。

1 中央の方針

1941（昭和16）年11月20日、大本営政府連絡会議において、南方占領地行政の基本である「南方占領地行政実施要領」（以下「実施要領」と表記する）が決定した。

「実施要領」の方針は、「占領地ニ対シテハ差シ当リ軍政ヲ実施シ治安ノ恢復、重要国防資源ノ急速獲得及作戦軍ノ自活確保ニ資ス 占領地領域ノ最終的帰属並ニ将来ニ対スル処理ニ関シテハ別ニ定ムルモノトス」¹であった。

¹ 防衛庁防衛研究所戦史部編著『史料集 南方の軍政』（朝雲新聞社、1985年）91頁。

南方占領地に対し、軍政すなわち作戦軍が直接行政を施行すべきか、民政すなわち政府直轄の行政機関を設置して行政を行なうべきかは大きな問題であった。南方要域を占領確保し、行政の浸透と建設とを海軍の保障する2年間の（西太平洋）制海権保持の間に成し遂げることは、先の大戦遂行の鍵であり、作戦と建設との不離一体化を重視する陸海軍は、軍政の施行を必要かつ有利とした。

方針に「差シ当リ」とあるが、戦時とくに占領直後の混乱期における行政には軍隊の力が必要であり、占領当初軍政を布くのは当然であろう。また、東郷茂徳外務大臣（当時）が占領地域に対する軍政運営機関をわが施策の進捗に伴って政府設置機関に転換することを方針中に入れることを強硬に主張したが、過早に行なうべきものではないとの趣旨で、末尾に備考として付記することになったが、これも妥当な措置であったと思われる。

軍政施策の重点は、戦争目的達成に資するため、「治安ノ恢復」、「重要国防資源ノ急速獲得」および「作戦軍ノ自活確保」におかれ、これらは軍政の三大目標と呼ばれた。

治安の確立は、軍政各般施策の根本である。とくに作戦の延長としての占領地行政である場合、「治安ノ恢復」（民生の安定）がまず第一と考えられた。そのため、「従来ノ組織及民族的慣行ヲ尊重」し、「原住土民ニ対シテハ皇軍ニ対スル信倚觀念ヲ助長セシムル如ク指導」して民心を獲得し²、治安の確保に努めることとしている。

重要国防資源および作戦軍の自活については、「作戦ニ支障ナキ限り占領軍ハ重要国防資源ノ獲得及開発ヲ促進スヘキ措置ヲ講スル」ものとされ、「占領地ニ於テ開発又ハ取得シタル重要国防資源ハ之ヲ中央ノ物動計画ニ織リ込ムモノトシ作戦軍ノ現地自活ニ必要ナルモノハ右配分計画ニ基キ之ヲ現地ニ充当スル」ことを原則とした³。また、物資の日本への輸送は「陸海軍ニ於テ極力之ヲ援助シ且陸海軍ハ其ノ徴備船ヲ全幅活用スル」こととし⁴、陸海軍は中央から現地軍まで、極力企画院の定めた取得開発目標の達成に努めることとしている。このため、「国防資源獲得ト現地自活ノ為民生ニ及ホササルヲ得サル重圧ハ之ヲ忍ハシメ」とし⁵、日本の自存自衛と大東亜新秩序建設の目的を追求するためには、原住民の生活を圧迫することもやむを得ないと考えていたのである。

占領地の帰属決定は、重要かつ困難な問題であった。占領地を統治するにあたって、その地域を適当な時期に独立させるか、地域住民にどの程度まで政治（行政）に参加させるか、あるいは日本の領土に編入するのか等により、軍政の要領が異なってくる。いずれにするか、その地域の将来について向かうところを明らかにする必要はあるが、早

² 防衛研究所戦史部編著『南方の軍政』91-92頁。

³ 同上、91頁。

⁴ 同上。

⁵ 同上。

期決定は資源の獲得を困難にする、あるいは独立運動を過早に誘発するなど、かえって占領地行政を困難にする面も考えられた。結局、インドネシアの独立に関する中央の意見が一致しないことと相俟って、事態が未定の間に、このような重要な問題を決定すべきではないとし、慎重な態度をとることになり、その決定を先延したため、「占領地領域ノ最終的帰属並ニ将来ニ対スル処理ニ関シテハ別ニ定ムルモノトス」とされたのである。

そのため、「独立」というカードは、日本（軍政当局）にとって、独立することを長年の夢としてきたインドネシア住民等の民心を獲得して軍政に協力させる切り札となったが、一方で将来の独立をなかなか約束してくれない日本（軍政当局）への不満や不信のもととなり、かえってインドネシア住民の反発を招くことにもなったのである。

2 陸海軍による軍政担任地域の分割

1941（昭和16）年11月26日、陸海軍間において「占領地軍政実施ニ関スル陸海軍中央協定」（以下「中央協定」と表記する）が成立した。「中央協定」によれば、「占領地ニ於ケル軍政ハ昭和十六年十一月二十日大本営政府連絡会議決定『南方占領地行政実施要領』ニ基キ陸海軍協力シテ之ヲ行ヒ戦争目的ノ達成ニ資スル」方針のもと、「軍政ニ関スル現地陸海軍ノ協力ハ各方面毎ニ主担任、副担任ヲ定メ主担任軍ニ於テ軍政ノ実施ニ当ル」ものとされ⁶、本協定により占領地域の軍政実施の担任区分、すなわち陸海軍それぞれの主担任区域が定められた。蘭印の場合、日本軍はこれを陸海軍区域に区分、陸軍区域はさらに二つに区分して三分割し、ジャワ（マドゥラを含む）は第16軍、スマトラは第25軍、その他の蘭領ボルネオ・セレベス・小スンダ列島・西部ニューギニアなどは海軍が担任して軍政を実施することになったのである。

本「中央協定」の海軍側説明資料に「軍政実施ノ根本原則ハ陸海協力ニ本建ヲ建前トスルモ実行ハ各主任者ヲ定メテ一系ニ行ワントスルモノナリ 主担任、副担任トハ右ノ趣旨ヲ表示スルモノナリ」⁷とあるように、軍政の実施は陸海軍が協力して二本建で行うとの原則が定められたが、ある地区で陸海軍がそれぞれ独自の権限を行使することになれば、いわば租界的状況を呈することが憂慮されたので、そういう事態を避け、ある地区の軍政を一元的に実施するため、主担任、副担任を定めたのであった。

しかしながら、陸海軍の協力の下とはいえ二本建で行えば、必然的に二元的な軍政とならざるを得ない。陸海軍の協力はもちろん必要であるが、陸海軍どちらか一本建で行った方が統一的な施策が実施でき、より一元的な軍政が実施できたのではないだろうか。なぜ、地域によって相異の生じる可能性が大きくなる二本建で軍政を実施し

⁶ 防衛研究所戦史部編著『南方の軍政』96頁。

⁷ 早稲田大学大隈記念社会科学研究所『インドネシアにおける日本軍の研究』（紀伊國屋書店、1959年）535頁。

たのだろうか。

以下、日本（陸海軍）が蘭印を陸軍または海軍主担任地域に分割して軍政を実施した背景について考察する。

軍政担任地域を分割した背景と考えられる第1は、満州や支那において軍政をめぐる陸海軍の対立や権益（権限）争いがあり、これを回避しようとしたということである。周知のとおり、従来から陸海軍はそのセクショナリズムのため、しばしばその間に意見の不一致や競合関係を生ずることが多く、大陸の軍政においてもその不協力や反目は予想以上に激しいものがあつたようである。

例えば、1938（昭和13）年1月10日、海軍陸戦隊が青島に上陸これを占領したのであるが、同年11月に青島の海軍特務部長として赴任した、後の第2南遣艦隊司令長官柴田彌一郎中将は、当時の青島の様子を「海軍が陸軍に一日先立って上陸し目ぼしい地点と建造物を接收し海軍用としたため、遅れて入った陸軍部隊との間に露骨な争いが各所に展開された」⁸と回想しているし、青島攻略当時、第2軍後方主任参謀であつた田坂専一中将も「大きい建物は皆海軍旗が立てられ玄関に『大日本帝国海軍占領』という白地の大きな布板が張られて居り町の中は海軍兵の往来で真黒に見える。・・・鈴木参謀長（鈴木率道少将）の話によると、『満州事変の時、陸軍は満州で主導権を握り海軍は後から来たが手が出せなくて漸く松花江の水権を得たのみで完全に占め出されたので、これが報復のため今度は青島で仇を討ってやろうという魂胆であろう』との話である」⁹と回想している。

また、「中央協定」の陸軍側主務者であつた元陸軍省軍務局軍務課員大西一大佐は「本件については各方面大なる問題もなく決定せられたが問題は陸海軍の分担であつた。支那においては青島その他において陸海軍が衝突しそれが後々迄尾をひいておる状況に鑑み何とかしてその弊を絶滅せんと思ひ陸海軍の分担地域を決定し相手の分担地域においては一方は口を出さぬようにすることが必要と考えられ・・・支那における轍を踏んではならないと思ひ海軍省と交渉を開始した」¹⁰と回想しているし、1946（昭和21）年8月15日に復員庁資料整理部軍政班がまとめた資料には「満州支那ニ於ケル経験ニ鑑ミ軍政実施ノ陸海軍ニ依ル二元的指導混乱競合摩擦ヲ回避スル為メ左記ノ通兩軍間ニ担任区域ヲ協定セリ」¹¹との記述があり、陸海軍それぞれの担任区域を定めた背景として、満州や支那における陸海軍の対立などがあつたことを裏付けている。

第2の背景として、蘭印における石油の存在が考えられる。日本が南方占領地におい

⁸ 「海軍中将 柴田彌一郎回想録 1・2」（防衛省防衛研究所図書館所蔵）

⁹ 「昭和一二、九、一一～一四、五、一七 田坂専一中将自伝2／3」（防衛省防衛研究所図書館所蔵）50・51頁。

¹⁰ 陸軍省軍務課高級課員陸軍大佐大西一「昭和14～20 大西大佐回想録」（防衛省防衛研究所図書館所蔵）

¹¹ 復員庁資料整理部「海軍南方占領地行政資料」（防衛省防衛研究所図書館所蔵）

て獲得しようとした重要国防資源は、石油、ゴム、錫、銅、鉛などであり、なかでも石油はもっとも緊急かつ重要な資源であった。米国の禁油政策が日米開戦の原因の一つとも言われているが、当時大蔵大臣であった賀屋興宣は「日米交渉不成立のままで行けば・・・只一つどうしても困ることがある。それは油の問題である。・・・どうしても忍び得ぬものがある。それは軍需用の油である。飛行機も軍艦も戦車も油がなくては動けない」¹²と回想している。また、元陸軍参謀本部第1部作戦課作戦班長榎田正夫大佐は「海軍は、海軍作戦と資源確保のため陸上や島々も必要であり・・・陸海軍で地域を分割して軍政を実施したいというのであった」¹³と回想し、元海軍省軍務局南方政務部員堀俊蔵中佐も「海軍として・・・自ら求めて海軍力を減殺するに等しきことを承知の上で、敢てボルネオ、セレベス等の地域を、その主担任軍政地域に要求したことは、主として石油資源配分の問題に起因する。・・・陸軍のスマトラに対し、海軍のボルネオは、いかなる犠牲を払っても、是非共海軍の直接支配地として確保せねばならぬ所以であった」¹⁴と回想している。石油資源がほとんどなく石油の大半を輸入していた当時の日本にとって、石油は対米英蘭戦争を遂行するために不可欠なものであり、陸海両軍とりわけ海軍は、蘭印に最も期待した石油（産出地域）の確保を図ったものと思われる。

第3に、陸海軍の軍政（遂行）能力や南方における作戦の便宜性ということが考えられる。前出の「中央協定」の海軍側説明資料には「軍政実施ノ担任区分ハ主トシテ陸海軍現地兵力配備ノ関係ヲ考慮シテ定メラレタルモノニシテ之ヲ概観スルニ人口稠密ニシテ行政処理繁雑ナル地域ハ陸軍ニ委シ海軍ハ人口稀薄ニシテ将来帝国ノ為保有スベキ処女地域ヲ主担任スルコトナレリ」¹⁵と記述されているし、前出の大西大佐も「陸軍より、海軍の好きな所をとってくれと言ったのに対し、海軍は人員その他の関係で大なる能力はないので、海軍として必要最小限の地域に止めたい・・・との申し出があった」¹⁶と回想している。海軍としては、その特性上地上配備兵力が少なく、軍政（遂行）能力にも限界があったので、人口が多く占領地行政に多くの兵力が必要な地域を陸軍の、人口が少なく占領地行政に多くの兵力を必要としない地域を海軍の軍政地域とし、努めて作戦に専念できるように軍政地域を分担したのではないかと考えられる。すなわち、作戦第一主義の海軍としては、海上作戦に必要な基地、港湾、軍需品などを確保できれば十分であり、軍政には努めて戦力を使用したくなかったし、地上配備兵力上も軍政に多

¹² 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本営陸軍部 大東亜戦争開戦経緯〈5〉』（朝雲新聞社、1974年）225頁。

¹³ 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本営陸軍部〈2〉—昭和十六年十二月まで—』（朝雲新聞社、1968年）654頁。

¹⁴ 海軍主計中佐堀俊蔵「昭和一七～二〇年 大東亜戦争海軍占領地軍政史」（防衛省防衛研究所図書館所蔵）281-283頁。

¹⁵ 早稲田大学社会科学研究所『インドネシアにおける日本軍の研究』535頁。

¹⁶ 陸軍省軍務課高級課員陸軍大佐大西一「大西大佐回想録」

くの戦力を割くことができなかつたので、軍政主担任区域の分割に同意したのかも知れない。

また、南方攻略後の作戦という観点から考えて見ると、海軍としては対米艦隊決戦を考えており、太平洋上を東から反撃してくる米海軍に対応するためには、蘭印東部島嶼等に港湾を確保したり、基地（根拠地）を設定して当面する作戦が容易な態勢を確立することが必要だつたのではないだろうか。かつ、陸軍としても、もともと太平洋における作戦は海軍に任せ、大陸における対ソ戦等に専念したいと考えていたし、広大な海域に数多くの島々が散らばっている蘭印東部地域の防衛警備等には艦艇が不可欠であり、当該地域は海軍が担任するのが至当であると考えたのかも知れない。

作戦第一主義であり、兵力上軍政実施の基礎である治安の確保等軍政能力に限界がある海軍、陸上の軍政は陸軍が当たるのが当然と思いつつ、太平洋方面は海軍に任せて大陸方面に作戦の重点を置きたい陸軍、そして陸海両軍とも重要物資の自軍による確保を目指していたということを考え合わせると、南方地域の占領地行政を陸海軍で分担することになったのは、当然と言えば当然の成り行きであつたと言えないこともない。軍政担任地域と防衛警備地域とは元来一致しなければならないものではないけれども、蘭印の場合、大陸に近いジャワやスマトラの軍政を陸軍が、米濠との戦いの拠点となるニューギニアや小スンダ列島などの軍政を海軍が担任したのうなづける。

3 インドネシアにおける日本の軍政の実態（光と影）

それでは、インドネシアにおける日本の軍政の実態はどうであつたのか。以下、日本およびインドネシアそれぞれの立場から、軍政の光と影、すなわち正負両面について考察する。

まず、日本の戦争指導あるいは作戦指導的観点から考察する。先の大戦における南方作戦（攻略）の目的は、資源の獲得にあつたと言っても過言ではない。資源の確保は、戦争遂行の基盤である国力の維持・増進のためには不可欠であり、軍政の三大目標の一つになっていたことは既述のとおりである。大本営陸軍部は、「実施要領」に準拠して作成した「南方作戦ニ伴フ占領地統治要綱」に、南方各地域毎の石油を始めとする重要資源の開発・取得目標を明記していた¹⁷。また、開戦直後の12月12日には、関係大臣会議で、速やかに日本経済力の強化・充実に図るための対策を主体とする「南方経済対策要綱」が決定された。蘭印等に対しては、当面戦争遂行上緊要な資源の確保を主眼とし、開発の重点を石油に置くこととされるとともに、南方各地域毎、物資別の昭和17年度

¹⁷ 防衛研究所戦史部編著『南方の軍政』95頁。

の取得目標および昭和 19 年度末の開発目標が明示されていた¹⁸。因みに、戦前の蘭印の原油生産量は約 800 万 kl であったが、企画院は 1942 (昭和 17) 年 6 月 13 日決定の「昭和 17 年度物資動員計画」において、南方石油の昭和 17 年度供給力計上額および同 18 年度開発目標を、それぞれ 250 万 kl、665 万 kl とした¹⁹。この数値は、「南方経済対策要綱」の目標値 (60~110 万 kl、500~650 万 kl) を十分達成できる数字であったが、油槽船 (タンカー) の輸送力を十分に考慮しない楽観的なものであった。

南方各地域における原油に関しては、各種の断片的な資料があるのみで、採油から還送にわたる正確な数値を確認することはできないが、開戦前の 1941 (昭和 16) 年 11 月 5 日、鈴木貞一企画院総裁が第 7 回御前会議において説明した南方石油の年次別取得見込 (期待) 量と南方原油および製品還送実績とを対比してみると、昭和 19 年には期待量 450 万 kl に対して実績約 100 万 kl に過ぎず、昭和 20 年にいたっては実績は皆無、ゼロであり、昭和 17 年から 20 年までの 4 カ年の総計においても、期待量 680 万 kl に対して実績約 520 万 kl と、約 80% に止まっている²⁰。しかし、開戦第 1 年度の昭和 17 年は期待量 30 万 kl に対して実績約 150 万 kl、また昭和 18 年は期待量 200 万 kl に対して実績約 260 万 kl と、実績の方が期待量を超過している²¹。

1942 (昭和 17) 年 11 月末には、南スマトラのみで原油生産能力が 500 万 kl に達したが、タンカー配船の方が 1943 (昭和 18) 年後半より次第に窮屈となり、現地貯蔵タンクが不足して遂には採油施設の操業制限や一部製品の廃棄を行なわざるを得なくなったようであり²²、昭和 19 年以降の還送実績が低下したのは、現地の原油の生産や製品化に問題があったのではなく、南西太平洋正面の戦況の悪化や米潜水艦の攻撃等により、輸送用タンカーが不足したことによるものと考えられる。かつ、南方採油量の約 90% が蘭印のものであった²³ことを考え合わせると、「石油の一滴が血の一滴」とも称され、米国による禁油が日米開戦の原因の一つとも言われる「石油時代」にあって、実質的な開戦第 1 および第 2 年のみとは言え、戦争 (作戦) 遂行に不可欠の石油の還送実績が取得見込量をオーバーしたことは、蘭印における石油の取得・開発は十分にその目標を達成するとともに、日本の戦争遂行に少なからず寄与したものと考える。したがって、資源の獲得という面からの軍政は、ある程度成功したと言えるのではないだろうか。

¹⁸ 同上、129-130、133-135 頁。

¹⁹ 田中申一『日本戦争経済秘史』(日本戦争経済秘史刊行会、1974 年) 243-244 頁。

²⁰ 参謀本部編『杉山メモー大本営・政府連絡会議等筆記一』(原書房、1967 年) 424 頁。燃料懇話会編『日本海軍燃料史 (上)』(原書房、1972 年) 666 頁。岩武照彦『南方軍政下の経済施策 上巻』(龍溪書舎、1995 年) 108-109 頁。岩武照彦『南方軍政下の経済施策 下巻』(龍溪書舎、1995 年) 484 頁。

²¹ 参謀本部編『杉山メモ』424 頁。燃料懇話会編『日本海軍燃料史 (上)』666 頁。岩武『南方軍政下の経済施策 上巻』108 頁。岩武『南方軍政下の経済施策 下巻』484 頁。

²² バレンバンの石油部隊刊行会編『バレンバンの石油部隊』(産業時報社、1973 年) 18-19 頁。

²³ 燃料懇話会編『日本海軍燃料史 (上)』664-665 頁。

一方、陸海軍による軍政担任地域の分割は、いくつかの弊害（悪影響）をもたらしたと考えられる。

その第1は、陸海軍間に新たな軋轢を生起させてしまったことである。軍政地域の陸海軍分割に基づく軍政の実態について、前出の堀中佐は「此の協定は成る程形式的には極めてすっきりした協定である・・・にも拘らず現実はずいぶん円滑とは云い難かったのである。両軍間の交渉は免れ難く・・・しかも主担任軍は・・・ややもすれば独断専行、副担任軍を無視するの態度に陥り易く勢い競合摩擦を惹起し勝ちであったのである」²⁴と回想しているし、同じく榊田大佐も「南方占領地に対する陸海軍の軍政担任の分野に就ては『陸海軍中央協定』によって決定せられた・・・然し実際的には主副の関係は単に明文上に過ぎず事実は陸海各々其の主担任地域の軍政を専行した」²⁵と回想している。

また、元陸軍省軍務局長佐藤賢了少将は「宝の山にはいって見ると、その宝を全部、陸軍の手に委ねることに不安があるというか、ねたみ心が起こるというか、出来るだけ多くの場所に、海軍自ら軍政を実施したくなったようである。・・・陸海軍が地域を分けてではあっても、おのおの軍政を担当することには、競合摩擦を生ぜずにはおかないのが、当然の帰結であった」²⁶と回想しており、軍政における陸海軍の競合摩擦を回避するための軍政地域の分割であったが、逆に分割したために新たな軋轢が生じてしまった。陸海軍間における競合や摩擦などの軋轢は、何も軍政に限ったことではなく、先の戦争の種々の場面で起こっている。陸海軍が並立して存在する限り、どうにもできないことであったのかも知れない。まさに、明治建軍以来の悪弊（悪しき伝統）であったと言える。

第2は、作戦面等への影響である。元大本営報道部員親泊朝省陸軍大佐は、その遺書に「大東亜戦争勃発前に於て、必ずしも作戦上の必要によらずして、陸海軍勢力均衡の見地から、陸海軍の軍政地域を夫々区分して占領地域を行政する思想を持っていた。これが作戦面では海軍地域たるニューギニアのラエ、サイパン島に対し陸軍の兵力配置の機を失し、ついに大東亜戦惨敗の主因をなしたのである」²⁷と書き遺している。しかし、これに対して前出の堀中佐は「之はあく迄軍政担任地域の区別であって、相互に兵力配備を排除し合った訳ではない。・・・況んや広大なる海軍の主担任地域は接敵第一線地域であってみればここに陸軍——築城防衛の本職——の兵力を排除すべき謂れはない・・・（親泊陸軍大佐の遺言は）甚だ当を失した考方といはねばならない・・・陸海軍

²⁴ 海軍主計中佐堀俊蔵「昭和十八～二〇 太平洋戦争経済政策史（六）後編 南方軍政史」（防衛省防衛研究所図書館所蔵）

²⁵ 榊田正夫「昭和十六、一二～一七、四 南方占領地行政の概要」（防衛省防衛研究所図書館所蔵）

²⁶ 佐藤賢了『佐藤賢了の証言』（芙蓉書房、1976年）439頁。

²⁷ 海軍主計中佐堀俊蔵「大東亜戦争海軍占領地軍政史」269-270頁。

の功利的な争いのためについに作戦の大本を誤り、それが敗戦の原因をなしたとすることは誤りである」²⁸と述べている。陸海軍の軍政担任区分は、作戦担任区域を示すものではなく、あくまでも軍政実施のための担任を定めたものであり、堀中佐の指摘も一理あると思われる。

他方、軍政施行は防衛警備と密接不可分の関係にあり、陸（海）軍はそれぞれ、海（陸）軍の主担任地域をみだりに侵さぬよう自制するので、軍政担任区分は自然陸海軍の作戦担任区分となってしまう。すなわち、インドネシアを含む南太平洋地域は、対米戦線の内側で東西に二分され、海軍が単独で陸軍地域の東方前方に占位するような態勢になり、陸軍地域の対米正面は、前方に海軍が占位するのでその防衛が軽視、あるいはその優先度が低下することになった。そのため、次第に東方における確保すべき要線の観念が薄くなり、陸軍として米国の反攻に対して取るべき諸施策が時機を失すようになって行ったと考えられないこともない。前出の櫛田大佐は「この決定に当たっては、将来米軍の総反攻を予想して陸上作戦との関係を考慮するということは全く閉却され、もっぱら軍政上の担任を山分けした。」²⁹と回想し、堀中佐も「海軍の占領地軍政担任は、一方に於て海軍兵力の減殺、陸海両軍の対立、陸軍の太平洋地域投入遅延等種々の不利益を伴った」³⁰と回想しており、あながち親泊大佐の遺言を間違いと決めつけることもできない。

いずれにしても、インドネシアを陸海軍に分担して軍政を実施したことが南東・南西方面の陸海軍作戦、とりわけ同方面の海軍作戦に、ひいては先の戦争の戦勢に少なからず影響を及ぼしたことは確かであると思われる。

第3は、軍政諸施策における地域的相違をもたらしたことである。軍政の基本目標は、治安の回復、重要国防資源の急速獲得および作戦軍現地自活の確保の三点であったが、これらの目標を達成するために、軍政をどのように実施するかについては必ずしも明らかではなかった。占領地行政に関する重要事項は、大本営政府連絡会議において決定され、その実施に関する具体的要領は、統帥部（参謀本部・軍令部）または陸・海軍省より現地軍司令官または艦隊司令長官に通達されて実行に移された。軍司令官または艦隊司令長官は、天皇の補佐機関たる両統帥部の指揮命令の範囲内において強大な権限を有するので、現地の具体的状況に即応して広汎な裁量権を有し、具体的事実の処理に際しては、中央より指示された一般的基準に沿いつつも、かなりの差異を生ずるのを常としたのである。

元ハワイ・インドネシア協会会長ジョージ・S・カナヘレは「東京での決定がジャワ

²⁸ 同上、118-120、270頁。

²⁹ 防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本営陸軍部(2)』654頁。

³⁰ 海軍主計中佐堀俊蔵「大東亜戦争海軍占領地軍政史」283頁。

で実施され、次にスマトラその他の諸島で実施されるまでには、常に1カ月から6カ月、あるいはそれ以上の時間の遅れがあった³¹と述べている。インドネシアは、三つの独立した行政区域に分割され、ジャワ、スマトラおよびセレベス等その他の軍政当局者たちは、それぞれ独自の方針を持ち、彼等の発する法令などもまちまちであった。施策の実施時期ばかりでなく、実施内容、果ては実施の有無に至るまで、第16軍、第25軍および海軍主担任地域における軍政施策には相違が見られる。その代表的なものが政治参与に関する施策である。

1943（昭和18）年6月16日、第82回帝国議会において、東條英機首相（当時）が原住民に「政治参与」の機会を与えることを表明するとともに、同月26日、大本営政府連絡会議で「原住民政治参与ニ関スル件」が諒解された。

ジャワでは、8月1日、第16軍司令官原田熊吉中将が政治参与の内容として、ジャカルタ中央参議院、州参議会およびジャカルタ特別市議会の設立を発表した³²。続いて9月5日、ジャワの軍政当局は、政治参与の具体的措置として、高級行政官への原住民の任用などを発表し、中央参議院の第1回会議は、10月にジャカルタで開かれている³³。また、1944（昭和19）年9月7日の第85回帝国議会における小磯国昭首相（当時）のインドネシア独立認容演説の具体的措置として、11月に参与会議の設置などの政治参与の拡充が図られている³⁴。

一方、スマトラの政治参与施策の最初は州参議会の設置であり、1943（昭和18）年11月に決定した³⁵。また、中央参議院が設置されたのは1945（昭和20）年3月のことであり、ジャワよりかなり遅れている³⁶。ジャワに比較して、スマトラは地域が広く住民の政治的成熟度も低かったことが主たる要因ではないかと思われるが、元来インドネシアの独立に消極的であった現地の軍政当局者がそれだけ慎重だったのかも知れない。

海軍地域においても、東條声明から半年後の1943（昭和18）年12月に州会や市会設置の声明がなされた³⁷。また、諮問機関としての参議会が設立を許可されたが、ポンティアナック地方でその設立が認められたのは1945（昭和20）年6月末のことであった³⁸。政治参与の実施がスマトラよりさらに遅れたのは、海軍地域は人口も希薄で、住民の独立への関心度や民度が低かったこともあるが、連合軍が上陸、戦場と化し、それどころではなかったのではないだろうか。

³¹ ジョージ・S・カナヘレ『日本軍政とインドネシア独立』後藤乾一他訳（鳳出版、1977年）iii頁。

³² ジョイス・C・レブラ『東南アジアの解放と日本の遺産』村田克己他訳（秀英書房、1981年）127頁。

³³ 早稲田大学社会科学研究所『インドネシアにおける日本軍政の研究』356、359頁。

³⁴ 同上、365-366頁。

³⁵ 加藤裕『大東亜戦争とインドネシア—日本の軍政—』（星雲社、2002年）129-130頁。

³⁶ 加藤『大東亜戦争とインドネシア』130頁。

³⁷ 早稲田大学社会科学研究所『インドネシアにおける日本軍政の研究』172-173頁。

³⁸ 後藤乾一『日本占領期インドネシア研究』（龍溪書舎、1989年）160頁。

スマトラにおいても海軍地域においても、ジャワより遅れて政治参与施策が実施され、その内容が必ずしも一致していないのは、それが許される環境にあったからであろう。すなわち、それぞれが独立的存在であり、軍政を統轄する最高指揮官に自主裁量の余地があったればこそのことであると考えられる。また、軍政施策の実施にあたっての陸海軍間の差異は、中央における陸海軍の対立や現地における軍政統轄責任者などの考え方の違いなども影響しているものと思われる。

また、政治参与実施時期の相違、すなわち当初の政治参与がジャワに限定され、スマトラや海軍地域に対しては何らの具体的な措置が発表されなかったことは、全インドネシア統一国家を形成することを希求していたインドネシアの民族主義指導者たちに、日本は作戦上の理由からだけでなくこれら外領地域を領有する意図があるのではないかとこの憶測を呼ぶことになった。そのため、彼等に統一国家形成の前途に対する不安、日本に対する不信や不満を抱かせるとともに、政治参与施策に対する当初の彼等の期待を裏切ることになった。その結果、民心獲得上もマイナスとなり、さらなる彼等の要求に応じなければならない状況に陥っていったように思われる。

次に、占領された立場のインドネシア側の観点から考察する。

1949（昭和24）年12月27日、インドネシアは約4年半におよぶオランダとの独立闘争を勝ち抜き独立した。日本の軍政がインドネシアの独立に貢献したなどと言うのは、因果混同論であるとの指摘があるように、日本にとって、南方地域占領の目的はあくまでも重要国防資源の獲得であった。したがって、日本の独立関連施策等はインドネシア民衆の軍政協力を得ることを意図して実施されたのであるが、結果的にそれらの施策もあってインドネシアは戦後、戦前の宗主国であるオランダによる再植民地化を免れ、独立を達成することができたし、諸施策は戦後の国家建設等にも貢献していると考えられる。

戦中を体験したインドネシア人や元ジャワ防衛義勇軍兵士たちは「日本人は団結と民族主義的な誇りを教え込み、行政のやり方を教え、義勇軍や兵補の教育を通じて戦闘能力を与えてくれた。これは日本人のインドネシアに対する偉大な貢献であり、これなくしてわれわれの独立達成はありえなかった」³⁹、「私は当時、日本の訓練を受けました。とても厳格な規律が、闘争に参加していた私たちすべてのインドネシア青年を形づくり、軍事知識は完全とは言えないまでも、私たちにオランダに立ち向かっていく力を十分に与えたのです」⁴⁰あるいは「日本軍に与えられたこの訓練のおかげで、その後オランダ

³⁹ 総山孝雄編著『インドネシアの独立と日本人の心』（展転社、1992年）184頁。

⁴⁰ インドネシア国立文書館編著『ふたつの紅白旗—インドネシア人が語る日本占領時代—』倉沢愛子・北野正徳訳（木犀社、1996年）165-166頁。

に立ち向かう十分な力を組織する基礎ができて、大変役に立つことになったのです」⁴¹と回想している。義勇軍等の創設目的（理由）は日本の軍事力の補強（補完）であったけれども、それらの創設と将兵等に対する厳しい軍事訓練や精神教育等は、結果的にインドネシア青年に軍事技術ばかりでなく、反オランダ意識や規律心、闘争心などの精神的遺産を残しており、激しく厳しかったオランダとの独立戦争や独立後の国軍建設に役立ったものと思われる。

また、東條首相の政治参与許与表明（いわゆる東條声明）および大本営政府連絡会議において諒解を見た「原住民政治参与ニ関スル件」による政治参与の具体的措置は、軍政諮問機関の設置、高級行政官僚へのインドネシア人の任用などであったが、政治参与は日本（軍政当局）の民心獲得施策の一つであって、インドネシア人に真の政治権力を与えたわけではない。軍政諮問機関は、あくまでも諮問機関であって決議機関ではなかったし、諮問においても軍政当局者の内面指導と称する干渉や統制を受けた。かつ、高級行政官僚への任用も一部に限られ、実質的には日本人官吏が行政の実権を握っていた。しかし、元副首相ルスラン・アブドゥルガニが「インドネシア民族が政府を運営していくために必要な行政能力を身につける機会を得たということである。そうした機会というものは、オランダ植民地時代にはきわめて少なかった。日本時代には、それが広い範囲にわたり拡大された」⁴²と述べているように、日本の政治参与施策は、インドネシア人に独立後に必要となる、国を運営して行くための行政技術（能力）を学ぶ（身につけ）、あるいは向上させる機会を与えており、戦後のインドネシアの国づくりに役立ったものと思われる。

さらに、小磯首相の独立認容演説（いわゆる小磯声明）の具体的措置として、1945（昭和20）年3月1日、独立準備調査会の設置が発表された。同調査会の設置は、住民の戦争協力の獲得や独立時期を引き延ばす日本（軍政当局）の時間稼ぎのための施策であった。しかし、元第16軍（ジャワ）軍政監山本茂一郎少将が「私は・・・独立をするためには独立国民たるの資質の向上と国民義務を果たし得る実力をまず具備せなければならぬ・・・と強弁せざるを得なかった。スカルノ、ハッタは・・・『それは家庭を持つのに応接間のセットも必要だ。ラジオも必要だという見解であり、我々の要求は筵一つあればまず家庭を作ろうというのだ。或は、・・・今や完全なる条件の具備を論じている時ではないのだ』とも論じ・・・」⁴³と回想しているように、独立を希求していたインドネシア民族主義指導者たちは、独立準備には多大な時間を要するであろうとの日本側

⁴¹ 同上、166頁。

⁴² 後藤乾一「インドネシア知識人と日本軍政—ルスラン・アブドゥルガニ論文をめぐって—」『社会科学討究』第25巻第3号（1980年3月）121頁。

⁴³ 山本茂一郎『山本茂一郎回想録—激動の人生八十年—』（私家版、1978年）114頁。

の思惑とは裏腹に、2回の会議で独立に関する基本問題を討論して憲法草案を含めた大綱を決定、独立に向けた準備は大きく前進した。因みに、会議におけるスカルノの演説は、インドネシア建国の5原則となっており、その精神は今でも生きている。

一方、日本の軍政当局による労務者の強制徴用や日本化の強要などは、インドネシア民衆の反発や不平不満等を引き起こしている。

インドネシアにおいては、フィリピンやマラヤのような組織的、持続的な抗日武装勢力による抵抗はなかったが、インドネシア人による反日行動、蜂起や暴動などがなかったわけではない。例えば、1944（昭和19）年には、ジャワのプリアンガン州タシクマラヤ町において、日本軍政下のジャワにおける最初の反日蜂起が発生しているし、チレボン州インドラマユ県では農民暴動が起っており、その原因と考えられているのは、米の強制供出や労務者の徴用などである⁴⁴。

インドネシアでは、「ロームシャ（労務者）」という言葉は、「ハラキリ（腹切り）」などの言葉とともに、インドネシア語化した日本語として定着しているが、「日本軍政下で防衛強化などのため国の内外に労働者として強制的に動員された人たち」あるいは「日本占領時代に重労働をさせられた人々（強制労働者）」のことを意味している⁴⁵。労務者は、都市部よりも農村社会から徴発されるのが普通であり、労務者のほとんどはジャワの農村で集められた。前渡しされる一時金、当時極度に欠乏していた綿布の特別配給などの甘い約束に惑わされて、自発的に応募した労務者もいたが、失業者を強制的に徴用したり、あるいは非難訓練の名目で集めてそのままトラックに乗せるなど、かなり強引な手段も用いられたようである。日本軍政期を通じ、どの位の数のインドネシア人労務者が動員されたのかは正確には判明していない。インドネシア側の見積りでは、400万人にのぼるとも言われている⁴⁶。そして、労務者は近隣の地域だけでなく、多くの者が島外に送られ、戦後帰還できなかった者も少なくないと言われている。

また、「作戦軍の自活確保」は軍政の三大目標の一つであり、各占領地とも「現地自活」のため、占領と防衛に携わる膨大な数の日本人の食糧等を現地で調達しなければならなかった。特に、日本人も蘭印の住民も主食は米であり、その確保のため籾の集荷の如何は、まさに死活問題とも言える事項であった。1943（昭和18）年4月、米の自由販売は完全禁止となり、農民には生産物の一定量を安い公定価格で軍政当局に供出する義務——籾の強制供出——が課せられた。籾の強制供出は、日本国内ではすでに1940（昭

⁴⁴ 後藤『日本占領期インドネシア研究』94、109、118頁。斉藤鎮男『私の軍政記』（ジャワ軍政記刊行会、1977年）262-263頁。アフマッド・スバルジョ『インドネシアの独立と革命』奥源造編訳（龍溪書舎、1973年）198-200頁。

⁴⁵ 左藤正範「インドネシアの歴史教科書における『ロームシャ』について」『東南アジア研究』第32巻第4号（1995年3月）496頁。倉沢愛子『日本占領下のジャワ農村の変容』（草思社、1992年）180頁。

⁴⁶ 倉沢『日本占領下のジャワ農村の変容』232頁。

和 15) 年 10 月に始まっており、占領地での米穀政策は概ねこれを踏襲したものであった。

もともとインドネシアの多くの農民にとって、生産する米の大部分は自家消費用として必要な最低限の量であり、籾の強制供出制度は、大部分が零細経営である農民には非常に過重な負担であった。オランダ時代の貧農たちは、税金や借金を払うために一旦生産物の一部を売ることを余儀なくされても、後に多少の現金を手に入れると、また買い戻すという習慣があった。しかし、生産者は米を購入する必要はないと日本の軍政当局が考え、あるいは米のヤミ価格が公定価格よりも数倍高かったため、農民たちは必要に応じて米を買い戻すチャンスを奪われてしまった。したがって、籾の強制供出制度は、流通制度などの不備と相俟って農村部に厳しい食糧不足をもたらした。多くの農民たちは、主食不足を補うために他の穀物で空腹を満たすことを余儀なくされたため、栄養状態は徐々に悪化し、地域によっては飢餓状況を生み出した⁴⁷。このように、籾の強制供出制度は、農民の生活にとつてもない圧迫と苦痛を与えるとともに、農村社会に深刻な影響をもたらした。

労務者の徴用および米の強制供出は、日本軍政圧政の象徴の一つとなっているが、社会的経済的困窮等を招いた日本の軍政施策に対する反感や不平不満が積もり積もって蜂起や暴動へと発展していったものと思われる。

さらに、日本による占領は、アジアに新しい社会秩序を実現させ、その住民を本来あるべき状態に戻すためであり、「大東亜戦争は日本の利益のための戦いではなく、我々の共通の利益と尊厳のための戦いである」として、南方諸国は日本と運命共同体であることが強調され、「八紘一宇」や「アジアは一つ」などのスローガンが至る所で叫ばれた。しかし、日本は、自らを「兄」、占領地の住民を「弟」と規定し、「より遅れた」弟たちを、「進んだ」兄の文明に同化させてやろうという論理（考え方）に基づいて、インドネシアに日本の制度や日本的習慣などを強制的に導入し、日本の精神や日本的価値観をインドネシア（人）に植えつけようとした。例えば、「皇紀」や日本時間を使用することを義務づけるとともに、「日の丸」を国旗と定め、学校などにおいて「君が代」を国歌として歌わせ、「宮城遥拝」、朝礼や軍事教練などが行なわれた。

スマトラ興亜訓練所で教育を受けたあるインドネシア人は「早朝から・・・タイソウというものをしなくてはなりませんでした。タイソウを始める前には、テンノウヘイカ[天皇陛下]の宮殿があり、太陽の昇ってくる東の方角を向かなくてはなりませんでした。テンノウヘイカは、・・・日本の神様でしたが、私たちは、心のなかでは、神様などでは

⁴⁷ 吉川利治編著『近現代史のなかの日本と東南アジア』（東京書籍、1992年）98頁。倉沢『日本占領下のジャワ農村の変容』176頁。

ないと思っていました」⁴⁸と回想している。また、当時大学生であった、あるインドネシア人も「当時ここにいた、日本の兵隊たちによくされたことですが、彼らが怒ったときや・・・まちがいを正させようとするときに、むやみやたらに平手打ちを食らわすのです。そして、時折平手打ちがちょうど頭に当たることができました」⁴⁹と回想している。イスラム教徒にとって「宮城遥拝」は、唯一の神であるアッラーよりも天皇をより高きに置くことであり、人間の体で神聖な場所とみなされている頭を卑しめることは自分たちを軽蔑することを意味していた。インドネシア人の多くはイスラム教徒であり、民心獲得施策の一つとして行なったこれら日本化施策の強要は、逆にインドネシアの人々の中に、反発や不平不満を芽生えさせ、ひいては反日意識を醸成することになったと考えられる。

おわりに

以上、インドネシアにおける日本の軍政について、中央の方針、陸海軍による軍政担任地域の分割、軍政の実態について縷々述べてきた。

総じて言えば、インドネシアにおける日本の軍政は、結果的にインドネシアの独立に寄与し、資源の開発・取得にはある程度成功したが、軍政地域の陸海軍分割やインドネシア人の反発等を招いた日本化施策などの軍政施策は、失敗だったと言えるのではないだろうか。

ある元ジャワ防衛義勇軍大団長が「日本軍の悪行のもろもろを文章に書けば、辞書のように厚い本ができるだろう。しかし、これと反対に、我々インドネシア民族に対する日本人の教育、指導、善行の数は、これまた厚い辞書ができるほどたくさんある」⁵⁰と述べているように、インドネシアにおける日本の軍政には、良い面もあれば悪い面もあったし、成功したこともあれば失敗したこともある。つまり、インドネシアにおける日本の軍政には光と影、すなわち正負2つの面があったと言うことである。

また、インドネシアにおける日本の軍政は十分にその目的を達成できず、戦況等に追随した諸施策を実施せざるを得ずに終焉を迎えることになってしまった。言い古されたことではあるが、その根底にあるものとして次の2つのことが考えられる。1つには、「対米英蘭戦争指導要綱」、「対米英蘭戦争終末促進に関スル腹案」、「今後採ルヘキ戦争指導ノ大綱」などが陸海軍省部の事務当局で検討され、大本営政府連絡会議で決定されてはいるが、その名のとおりあくまでも腹案や大綱であり、日本は戦争終末構想をも

⁴⁸ インドネシア国立文書館編著『ふたつの紅白旗』237頁。

⁴⁹ インドネシア国立文書館編著『ふたつの紅白旗』242頁。

⁵⁰ 森本武志編著『在ジャワ日本軍の兵器の行方—第十六軍とインドネシアの独立—』（鳳書房、2000年）78頁。

含んだ、日本としての戦争指導計画（構想）を確立せず、不明確なままに開戦し戦争を継続した。そのため、蘭印（占領地域）の帰属に代表される軍政実施の基本等に曖昧な点があった。2つには、明治建軍初期の陸軍優位、それを対等の位置まで引き上げた海軍という構図における陸海軍の並立、そしてそれに起因するところの軍政に限らず幾度となく繰り返されてきた陸海軍間の対立と妥協——否妥協と言うよりは、むしろ妥協という名の主張の貫徹と言った方が適切（正しい）かも知れないが——によって、統一性や一貫性のない陸海軍バラバラの戦争（作戦）指導等が行われた。そのため、軍政においても独立施策に見られるような、統一性や一貫性のない施策等が行われるに至ったことなどである。残念ながら、これが日本軍、ひいては日本の戦争（作戦）指導における最大の特徴（特質）であり、最大の弱点（泣き所）であったのである。

同じ事象であっても見方は十人十色であり、光が影に、影が光にもなるし、教訓は千差万別であろうが、インドネシアにおける軍政もまた国としての全般指導のあり方および軍の統合・一体化の重要性を示唆しているように思われる。戦争経験あるいは戦時経験が皆無に等しいわれわれは、謙虚な姿勢で真摯に日本陸海軍の教訓を学び、それを生かすことが必要であると考えます。